

2019年3月25日

㈱鍵社への当団体の2018年9月18日付「申入書及び要請書」に関する補足について

1. 補足する対象の原文

上記「申入書及び要請書」の4頁「Ⅱ「3つの日本一」「売上・出張回数日本一の会社」「No. 1年間売上」「No. 1年間解決件数15万件」「No. 1総トラブル解決件数」について」の第2段落目に、以下の□内の記載があります。

この点、上記要件①に該当するためには、バルク調べ並びに自社調べにおいて、日本一と評価するに足る十分な統計的客観性が確保されていることが必要あるところ、バルク調べが客観性を欠いていることは上記Ⅰで指摘したとおりです。

2. 上記□内の原文について、以下のように補足いたします。

同書面3頁記載の「Ⅰ『日本一の鍵開け技術』『日本一の技術』『日本一の鍵技術』について」以下、及び同書面4頁記載の「Ⅱ『3つの日本一』『売上・出張回数日本一の会社』『No. 1年間売上』『No. 1年間解決件数15万件』『No. 1総トラブル数解決件数』について」以下において、㈱鍵社がホームページ等で表示している文言に対する客観的根拠の存否に関し、バルク調べの内容について言及しています。

これはあくまでも株式会社バルク社によって実施された調査が、「㈱鍵社の技術が『日本一』であることの客観的根拠になり得ない」という趣旨にとどまり、同調べ自体の客観性を否定するものではありません。